

## 小松島市子ども・子育て会議の会議運営に関する確認事項について

### 1. 会議について

- (1) 会議は、原則として公開する。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じることが明らかに予想されるときは、会議を公開しないことができる。この場合、会議の非公開の決定は、会長が会議に諮って行う。

### 2 会議資料について

会議資料については、会議終了後、市ホームページにおいて公開する。

### 3 傍聴について

会議の傍聴については、「小松島市子ども・子育て会議公開要綱」によるものとする。

### 4 会議録の作成について

- (1) 会議終了後事務局において、次の事項を記載した議事録を作成する。
  - ①会議名、開催日時、開催場所、出席者
  - ②議題
  - ③傍聴人の数
  - ④審議内容（発言委員名はアルファベット表記、発言の要点のみ記載）
  - ⑤その他、必要な事項
- (2) 会議録は、会長に確認の上、市ホームページにおいて公開する。